

旧	新	備考（変更箇所）
<div data-bbox="1068 193 1335 268" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="308 648 1163 705">ピカラモバイル通信サービス契約約款</p> <p data-bbox="555 1459 920 1514">2026年<u>4月8日</u></p> <p data-bbox="537 1652 920 1701">株式会社 S T N e t</p>	<div data-bbox="2288 193 2555 268" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1528 648 2383 705">ピカラモバイル通信サービス契約約款</p> <p data-bbox="1768 1459 2133 1514">2026年<u>6月1日</u></p> <p data-bbox="1754 1652 2136 1701">株式会社 S T N e t</p>	<p data-bbox="2665 1476 2745 1514">(変更)</p>

通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
<p><b>別記</b></p> <p><b>20 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者</b></p> <p>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社サジェスタム、株式会社ラネット、株式会社ヤマダホールディングス、日本通信株式会社、株式会社オプテージ、東日本旅客鉄道株式会社、ニフティ株式会社、ビッグロブ株式会社、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、SORAシム株式会社、株式会社LinkLife、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、<del>株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム九州、株式会社土浦ケーブルテレビ、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム札幌、横浜ケーブルビジョン株式会社、夫分ケーブルテレコム株式会社、</del>JCOM株式会社、スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社、株式会社ちゅピCOM、楽天モバイル株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、株式会社コミュニティネットワークセンター、H. I. S. Mobile株式会社、株式会社センターモバイル、だれでもモバイル株式会社、イオンリテール株式会社</p> <p>(略)</p>	<p><b>別記</b></p> <p><b>20 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者</b></p> <p>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社サジェスタム、株式会社ラネット、株式会社ヤマダホールディングス、日本通信株式会社、株式会社オプテージ、東日本旅客鉄道株式会社、ニフティ株式会社、ビッグロブ株式会社、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、SORAシム株式会社、株式会社LinkLife、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、<u>JCOMマーケティング株式会社</u>、株式会社ケーブルネット下関、横浜ケーブルビジョン株式会社、JCOM株式会社、スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社、株式会社ちゅピCOM、楽天モバイル株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、株式会社コミュニティネットワークセンター、H. I. S. Mobile株式会社、株式会社センターモバイル、だれでもモバイル株式会社、イオンリテール株式会社、<u>株式会社インターネットイニシアティブ</u></p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(略)</p>

通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）						
	<p><b>附 則</b></p> <p><b>(実施期日)</b>  <u>1 この改正約款は、2026年6月1日から実施します。</u></p> <p><b>(特例措置)</b>  <u>2 3の特例措置の適用期間は2026年6月1日から開始し、終了時期は未定とします。ただし、          当社の判断により本契約者への予告なく特例措置の終了及び内容を変更する場合があります。</u>  <u>3 2の期間中に、ピカラモバイル契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、          当社が別に定める条件を満たす場合、次の特例措置を実施します。</u></p> <p><u>(1) 料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。          ただし、1-2（料金額）に規定する金額が、料金表通則3（料金の計算方法）の規定により          日割され、減額する料金額を超えない場合は、当該、日割後の金額を上限に減額します。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1 契約者回線ごと</u></p> <table border="1" data-bbox="1427 867 2546 1140"> <thead> <tr> <th><u>タイプ</u></th> <th><u>適用する期間</u></th> <th><u>減額する料金額 (税込価格)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>音声&amp;データ通信</u></td> <td><u>回線提供の開始のあった日の                      属する料金月の翌月から6カ月間                      (回線提供開始日が1日の場合は回線提供                      開始日の属する料金月から6カ月間)</u></td> <td><u>400円(440円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>タイプ</u>	<u>適用する期間</u>	<u>減額する料金額 (税込価格)</u>	<u>音声&amp;データ通信</u>	<u>回線提供の開始のあった日の                      属する料金月の翌月から6カ月間                      (回線提供開始日が1日の場合は回線提供                      開始日の属する料金月から6カ月間)</u>	<u>400円(440円)</u>	<p>(新設)</p>
<u>タイプ</u>	<u>適用する期間</u>	<u>減額する料金額 (税込価格)</u>						
<u>音声&amp;データ通信</u>	<u>回線提供の開始のあった日の                      属する料金月の翌月から6カ月間                      (回線提供開始日が1日の場合は回線提供                      開始日の属する料金月から6カ月間)</u>	<u>400円(440円)</u>						